

フォーラム幹事会（第2回）

平成22年3月15日（月）13:30-16:30

## 木のまち・木のいえ推進フォーラムの今後の展開等について

大橋

資料3-3の2ページ目は「木のまち・木のいえ推進フォーラム 今後の展開」ということで、過去の幹事会での主な論点を取りまとめた資料です。今年度に関しては人材育成WGが活発な活動を行ってきましたが、今日は人材育成以外に、こんなワーキングをつくったほうがいいんじゃないかというご意見をいただきたいと思っています。

アクションの1として、良質で長寿命な木造住宅ストックの形成ということで、中小工務店による長期優良住宅の促進を進めるべきであるとか、木材の利用を促進するための関係者の連携が必要だというご発言がありました。検討の方向性ですが、中小工務店による長期優良住宅の認定取得の円滑化について、もっと具体的に対策を検討すべきではないかということが考えられます。

アクションの2は、木材の可能性をひろげる製品・技術の開発ということです。木材製品については、需要者が満足できる安定的な木材製品の供給が必要だというご意見を過去の幹事会等でいただいております。検討の方向性として、住宅建築物における木材利用の実用化・普及促進のために、どのような分野を重点化すべきかというご意見をいただければと思っています。

アクションの3は、次世代への木造技術の伝承・担い手の育成ということで、これは人材育成WGのほうでだいぶ議論が進んでいる分野です。木材・木造に熟知する技術者の育成が必要だ、後継者に夢と希望を与える仕組みづくりが必要だというご意見をいただいております。検討の方向性としては地域の実情に即した木造建築の担い手を育てるために具体的にどう取り組むべきか、ということで、すでに人材育成WGでいろいろご提案をいただいております。

アクションの4は、木材がより利用しやすくなる環境づくり。特に、大・中規模の建築物において、木造化を進めるべきだという意見を頂いています。検討の方向性としては、広範な用途の木造建築物の設計・施工を可能にするための環境をどのように整備するのか、ご意見をいただきたいと思います。

それからアクションの5は、木造住宅・建築物に関する積極的な情報発信です。木材業界と建築業界とが互いの情報交換を行える仕組みが必要だ、あるいは一般消費者に向けて積極的な発信を行うべきだということです。ホームページも大分充実してきましたが、まだ情報掲載会員等については人数が少なく、もう少し活発に使っていただくような働きかけ等の、アイデアがございましたら、ご意見をいただきたいと思っています。以上、5つにわけて、簡単にご説明させていただきました。

木下

検討の方向性をご議論いただくに当たって、現段階での国の動きと予算関連について説明をさせていただきます。

【資料3-3 3枚目】公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案が、3月9日に閣議決定されました。基本的には、赤松農林水産大臣の“公共建築は木造だろう”というご指示のもと、なんとかこれを法律化する方向で検討してまいりまして、こういう形で提出しています。

公共建築物等に木材をもっと使っていただくために、ひとつは国の責務として率先して取り組む。地方公共団体においても木材の利用に努めましょう、という形を法律上で謳います。その次に基本方針を国が策定するということで、国自らの目標を、この基本方針の中に書くというかたちを考えております。都道府県、市町村においても同じような方針を定めるようなことができるという形にしております。この法律については、国交省の官庁営繕等とも共同に法律を出すということで、農林水産大臣、国土交通大臣、財務大臣の3省庁の共管の法律になっています。法律上の措置として、一定の木材を供給する者に、林業改善資金などの特例を設けるということで、計画制度の認定を行う形になっています。

そのほかに法律外ということになりますけれども、官庁営繕では、官庁営繕の基準に木造建築にかかる技術基準を整備するという方向で動いています。例えば、今、標準仕様書の中でははっきりしてない、積算ができないという問題とか、普通のRCだとあるのに木造だと整備されていない標準単価の問題とか。そのため、実際に発注をかけると予算をオーバーしてしまって、木造では建てられない、そういった事例もございますので、国のほうで木造建築にかかる技術基準を決めれば波及していくんじゃないかということで、このへんをしっかりとやっていくという方針にしております。

予算上の措置としては、供給する側の加工施設の整備、木造公共建築物の制度の充実というさまざまな流れを考えておりまして、こういった法律を早ければ4月、5月くらいに審議に入れるのではないかと考えております。公共建築を原則として木造とする、具体的な基準は基本方針の中で定めるということですが、国としては低層のもの、耐火とかにあたらぬものは原則として木造化をしてくださいといった流れの中で考えているところでございます。めぐりまして【資料3-3 4枚目】、森林・林業再生プランを、昨年の12月25日に農林水産省で発表しております。今後10年間で外材に打ち勝つ国内林業の基盤を整備するということで、特に路網整備、人材育成、こういったところに集中して整備をしていこうということでございます。路網整備を徹底して整備を集約化し、体制を整備していく。10年後、自給率を50%まで引き上げるという目指すべき姿を提示をして、現在、森林・林業再生プラン推進本部を設置し、農林水産大臣が本部長となって、その下に5つの委員会を設けて検討しているというところです。今後のスケジュールは、予算要求に間に合わせるために、夏ぐらいまでに中間取りまとめをやって、来年度森林・林業基本計画に反映できるような形のアウトプットをしていくという流れになっております。

次に予算関連について【資料3-3 5枚目】、右側が国交省、左側が林野庁としてまとめさせていただいております。できるだけ、両省庁の事業を有機的に連携させながら実施をしていきたいという思いで、こういったまとめかたにしております。林野庁側ですが、ひとつは地域の特徴のある家づくりの推進として、地域型の家づくりのモデルをつくった

り、活動についての支援を行うということで、今年三井所先生にもご協力をいただいております。それから顔見え50選については、顔の見える木材での家づくりの普及を推奨していく。さらに地域材の認証の仕組みや、安定供給の仕組みづくりに取り組んでいただく予算も計上しております。地域材を活用した製品の開発というのは、大断面、乾燥技術、集成材、接合部だとか、こういったいろいろな技術開発、内装材の技術開発などの製品開発を行っていくということと、新たな住宅建築分野での製品開発ということで、これは二次補正と今年の新規予算で大幅に拡充しております。国産材2×4の動き、こういったものの製品の開発、あるいは耐火部材、耐火建築物に関する技術の開発、省エネ性だとか、環境貢献等に着眼した外構材の開発、木材の良さをきちんと科学的に示してもらうためには、室内空気環境やこれらのデータ整備、その普及というかたちの事業も計上しております。

木材と住宅をつなぐトレーサビリティの仕組みの開発に関しては、両方あわせて17億程度の予算を計上しております。その次、めくっていただいて【資料3-3 6枚目】担い手育成には今年初めて9千万という予算がつき、担い手育成にかかる支援の実施を考えています。具体的には今日言われたような議論を元になるのかと思っておりますが、建築士、工務店、大工さん等の地域材利用に取り組もうとする方々の拠点や普及活動の整備という形で実施していきたいと考えております。右側のほうに国交省でも担い手育成プロジェクトがありますので、うまく連携しながら実施をしていくということでございます。それから一般への消費者活動、普及対策に7千万程度、木の家の良さ、木の家とは何かというような国民意識の醸成のための普及活動にも予算を計上しているところでございます。

越海

それでは国土交通省側の説明をさせていただきます。22年度の予算でございます。林野庁と同じで「木のまち・木のいえ」という名前を使った補助事業を新設しております。右側のところで、「木のまち・木のいえ整備促進事業」という形で、いろいろな活動に助成をする用意をしております。上の方に木のまちの整備促進がございまして、先ほどの新しい法律で、公共建築物に木材を使う、木造化するところと対になりまして、特に民間建築物にも木造化を願った補助事業を考えてます。お手元にパンフレットで「木造建築のすすめ」を配っておりますが、その中に掲げられているような民間の先導的な木造の建築物に対して一種の再開発補助的な形で予算を用意し助成することを考えています。先導的なので、基本的には建築基準法の枠組みを少し超えていく床面積500平米以上です。少し大規模な建築物で構造設計、あるいは防耐火、避難の設計に少し工夫を要するレベルのものを進めていこうと考えております。事務所、商業施設、あるいは幼稚園、保育園等々ございますので、いろんな方が利用するという適用技術については他の方の勉強にもなるように、公開いただくという条件でこれから公募等を始めたいという案でございます。その下、「木のいえ整備促進」ですが、来年度も継続してやっていく方向で、中小工務店が長期優良住宅を建設する場合の助成をやっていこうと考えています。昨年までは普及促進事業で戸当たり100万円、補正予算で補助していましたが、今回この新しい予算枠の中で継続することにいたしまして、長期優良住宅を工務店がつくった場合には100万円、その中

で一定量の地域材、いわゆる国産材等を使う場合には20万円の上乗せで現在考えております。4月以降こちらで運用していきたいと思っております。それから、先ほどの人材育成でございますが、この「木のまち」とか「木のいえ」の実物への補助制度と並行して技術開発とか、技術資料の整備といったところへの助成もできるように要綱をつくっています。それを活用して「木のまち・木のいえ担い手育成プロジェクト」を検討中でございます。これは先ほどご議論ありました「人材育成」でいろいろなタイプの技術者、技能者を育成しなければならないということで、ここに例示をしていますように、大工さんの木造技能訓練推進タイプ、それから木造設計習得推進タイプで、これは設計、建築士ということになります。左下にありますように、地域木造建築士育成推進タイプで、建築士の中でも木造に強い方々を地域でどうやって育成するかということを出してやっていきたいと思っております。建築士だけでなく、大工でもあるというレベルを考えています。右下にありますのが、住教育推進タイプで、例示にありますように小中学校、高校の副教材のようなものをつくったり、消費者に木材、木造を知っていただくセミナー、見学会をやっていただくことを掲げ、いろんな形で地域での木造の理解を深めることを進めていきたいと考えております。すでに「地域木造住宅市場活性化推進事業」という、過去二年間やってきた公募事業でいろんな担い手育成のタイプに直接助成をしてきたわけですが、それはそれとして、既に来年度の公募はしておりますけれども、特出しで担い手育成への集中的な助成を別枠で考えて、こういった例示をしながら、全国で5箇所くらい、モデル的な場所を選べれば。特に木造建築士につきましては、免許者が都道府県知事でございますので地方公共団体にも乗っていただけるように全国会議でも案内をしているところです。制度面からの改善も含めて、いろんな形で担い手育成をやっていきたいと思っております。

有馬 有難うございました。いろいろ盛りだくさんですね。結構、大変だけれども、ひとつずつ潰していくという姿勢でしょうね。何もかも完璧にやろうとすると、逆に厳しさだけがでて、かえって動かないということもあろうかと思えます。個々がきちっとしたものをつくってきてたんだという風になることが、素直な姿だろうと思えます。ただ、手を挙げてくださる人がいないと困るんだけど、そのへんはどうなんでしょうか。

越海 林野庁も国交省も最近の補助事業のやり方としては公募をして手を挙げていただく方が優先的となります。公募情報はホームページで開示をしておりますので、ホームページを見ていただく方を増やすというのが必要なことになるかと思えます。

有馬 世の中だいたい公募になってきた、ところが津々浦々でちゃんと伝わっているかどうか、そこが問題だから、それだけはきちっとやるのがまずひとつのこのフォーラムの大事な役割ですということをお願いしております。大いに手を挙げて頂くことが大事だろうと思っておりますので。

越海 先ほど加来さんからもお話がありましたように、世の中にはかなりの数の、塾のような

形かも知れませんが、教材があつて、ものすごい数の訓練の場があるというのを把握しております。そのすべてに助成したいくらいの感じですけど、何ぶんレベルとか達成度とか検証できるツールがはっきりしていないので、こちらで先に補助枠だけは用意させていただいて、あとは来た内容を、提案、中身を見せていただいてという形にしたいと思っております。

三井所

インターネットで法案の情報が入っていて、一度目を通しておきました。すごく素晴らしいことになるんだなと思いつつ、地方公共団体の役割なんか書いてあるんですけども。木材の需要がでくると乾燥材の問題がすごく重要な課題になってくると、量が増えると値があがるというのが実態です。量を沢山注文すると値が下がるのが普通なんですけど、木材はそういう相場をしていないので、大変混乱が起きる可能性があるんじゃないか。せっかく天然乾燥をしながらゆっくりやろうとしている人達がいるんですけど、人工乾燥の方へどんどん移行してしまうという恐れもあつたりするんですね。設計をして入札をした後、乾燥材を入手するのはとても難しい状況にあるので、実際は人乾をいれないとどうにもならないんですけども、時期によっては天乾材も供給できるようなところは、それはそれで大切にしておいてあげたほうがいいんじゃないかなと思います。

設計年度と材をどういう段階で手当てしておくか、乾燥材入手のための手当てというのが、ご苦労されているのがわかっているんですけど、そういう問題も含めて解決する道を見つけておかないと。地域材といったときに、うちの山から切り出して、例えばこういうところに丸太で柱をつくりたいとか、心持ちでいきたいとかというような時に、乾燥でも難しい。そういう地域材をうまく使えるような方法を見いださないと難しい問題が発生するはずで、手当てを、配慮を厚くしてほしいなと思います。

木下

法律で進めるという話と、今言われた具体的な問題に関して、個別で解決する必要のあるものは引き続き検討しなければいけないところもあると思っております。

今も言われた発注の部分も、何にも知らないから仕方もわからず進んで、そういった状況に陥る場面もあり、地域によっては木材も手に入らないとか、いろんなケースがあるのかなと思います。予算面もどういう風に対応するのかとか、補助の仕組みをうまく利用すればもう少しできるんじゃないかとか、いろんな議論があると思いますので、とりあえず法律自体は宣言的な意味が強いんですが、今言ったような問題や、ネックになっている部分というのも承知した上で、いろいろな事例も含めてあわせながら引き続き制度検討を行っていきたいと考えております。基本方針の中にどこまで、どういった形で表現するかというのはこれからです。例えば、学校と老人ホームだけは、基本的にはこの法律上はやりませよというかたちで、法律上もきちんと明示して書いているんですけど、どこの現地までいれて、具体的にどういう目標を置くのかなど、このへんも含めて議論になるのかなど。原則と言っても価格が高くなるのであればできない部分が存在するのも事実で、それが努力で解決できる部分と、一足上に飛び越さなければいけない部分、いろんな場面が想定されると思うので、この辺をうまく飲み込めるような基本方針にしなければいけないと考え

ております。

安藤 地域という言葉の定義が難しく、例えば加工能力がない地域は、わざわざ材を運んで持ってくるのか、コストがあがることをせざるを得ない。だから地域とは何ぞやという定義がものすごく大事。国産材でいいと思うんですね。地域にできることを地域でやって頂く。もっともストラクチャーの大きな話とか、これはやはり供給源に限られる。ところがそういうことが全部縛られてしまうと、できなくなってしまうこともあるので。今日の議論でなんかふわふわしたっていうのもありますけれど、がちがちにやるととても変なことを無理してやらないといけなくなる。

有馬 地域の材を活かすために、お手伝いするという地域があってもいいんですよ。それくらいの柔らかさを持たないと、進まないというのも事実ですから。何がメインになるかって言ったらその地域でいいんだけど、そういう緩やかさって言うのも大切です。それは仕組みづくり。つまりどういうタイプがあるのかということは、それぞれの地域で深くやることで、問題点をだしていただいた上で、どういった形がありうるかというのは順次つくっていかないといけないと思います。発注の形態にしても、特に木材という意味でいうと国発注なども含めて考えなくてはいけない状況もあると思うんですね。だけど一律に物事をいわないほうが良いような感じがするんです。

木下 まさにそういう風に思っています。あとは最後の補助事業の採択のところできちぎちぎると厳しいという話があると思うので、そこはまた議論させてもらえれば。法律上の話では木材の地域限定という話は基本的には書いています。精神としては今言ったように、林業の持続的かつ健全な発展をする、森林の持続的な機能発揮のための木材利用ということで、基本的には国内で生産された木材でWTOの話もありますので、その他木材と後ろにつける形で、ざくつとした書き方になっているというのが今の条文でございまして、今後また審議の中でどう議論されるかわかりませんが、あまり決め付けない形で基本方針を策定できればと考えております。

三井所 本当にいろいろな地域で特色があって、ここの茂木中学校というのは実は学校林なんですね。学校林用の木を切っているから外に丸太があるし、中にも丸太があるし、この地域の材を活かす出し方。それを乾燥材でなくちゃいけないということで全部はじかれちゃって。そこらへんも少しおおらかにいかないといけないですね。

藤本 愛知でやったとき、地域で企画がば一つとあがっちゃうんですよ。実は隣県から持ってきますよというくらいで、地域というのは実は非常に危ないんで、日本中から集めますよというくらいでいいんじゃないか。

安藤 別の言葉で、県産材という言葉があって、県産材という言葉も曲者だし。そこと建築士、

施工という実行との間に差がありますね。

大橋

原則として低層の公共建築物はすべて木造でつくりなさいという法律で、非常にいいことだと思うんですけども、建築業界・木材業界で受け入れる準備ができているのかというと、心配になります。建築のほうでいいますと、住宅を超える大型の木造建築物をつくる時の、構造設計の手引き書のようなものはありません。1980年代に大断面マニュアルが建築センターでできましたけれども、あれはもう古くて実質上使えません。設計の手引き書をつくる必要があると思います。木造の学校は3階建てはできないなど、整理する必要があります。また、今は混構造になると、小さくても適判にいくことになっているとか、構造計算も非常に複雑で建てにくいのが実情です。そういう法制度の問題もあるので、大型の木造を普及させようとしたら、総合的に検証をしていく必要があると思います。木造で建てられるような法律になっているのか。法律ではできるけれども、実際には建たないということがありそうで、それらを整備する必要があると思います。

越海

例えば、中小工務店の長期優良住宅は、全建連の青木会長のところで、工務店グループとしてデータベースの型をつくっておきまして、それで住宅性能評価の型式認定を取る方向で今動いています。そういったグループとしての取り組みを側面支援するということが、それ以外にやるべきことがあればまた考えます。特に建築の方ですけども、集成材組合で設計施工の基準を最新のデータを入れてつくっていただく相談をしております。これも関係業界が独自につくったものを支援するという形です。それでも足りない部分があれば、ワーキングなどをつくってまた議論をやりようと思っております。

三井所

地球の気候変動に対する対応が、言葉ではあまり強くでていないんですが、そっちの方向へも林野庁、国交省協力してやっているというのが表面に欲しいという感じがするんですけど。

有馬

環境問題の、要するに地球温暖化にかかわる、あるいは低炭素社会という言葉は入っているから、木造建築で低炭素社会とはなんなのかということは、少しずつ触れていかなければいけないと思います。